株主各位

（証券コード　9067）
平成28年6月3日

東京都中央区日本橋小網町7番2号
株式会社 丸運
取締役社長 市原　豊

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第114期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権をご行使賜りますようお願い申し上げます。

・書面によって議決権を行使していただく方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月24日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

・電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使していただく方法

3ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」をご確認の上、平成28年6月24日（金曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

1 日　　時	平成**28**年**6**月**27**日（月曜日）**午前10時**
2 場　　所	東京都港区六本木一丁目6番1号 **泉ガーデンタワー7階　泉ガーデンコンファレンスセンター**
3 目的事項	**報告事項**　1. 第114期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第114期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第1号議案　定款一部変更の件 第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案　監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第5号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
4 議決権の行使に関する事項	(1) 各議案について賛否の記載がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。 (2) 議決権行使書用紙および電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合、電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。 (3) 電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合、最後の電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.maruwn.co.jp/）に掲載しております。また、これらに修正が生じた場合も、同ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日は、当社ではノーネクタイにて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 本総会後、引き続き「株主懇談会」（軽食をご用意いたします）を開催いたします。ご多用中のこととは存じますが、当日ご都合がつきます場合には、引き続きご出席賜りますようお願い申し上げます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について

1．議決権行使ウェブサイトについて
　電磁的方法（インターネット等）による議決権行使は、専用の議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。上記のウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、賛否のご入力が可能となります。

2．議決権行使について
(1) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の行使期限は、平成28年6月24日（金曜日）午後5時までとなっておりますが、お早めの行使をお願いいたします。
(2) 議決権行使書用紙および電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合、電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
(3) 電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合、最後の電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

3．パスワードについて
(1) パスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認するための重要な情報であります。大切にお取扱いください。なお、お電話等によるパスワードのご照会にはお答えすることはできません。セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。
(2) 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、インターネットによる議決権行使ができなくなります。この場合は、画面の案内に沿ってお手続きください。
(3) 今回ご案内する議決権行使コードは、本総会に関してのみ有効です。

4．議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について
　議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金などが必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様にご負担いただくこととなります。

5．システムに関する条件について
　インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。
　ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
　イ．次のアプリケーションをインストールしていること。
　　（a）.ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
　　（b）.PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
　　※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
　　※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
　ウ．ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
　エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

6．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
　三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
　［電話］　0120（652）031　（受付時間　9：00～21：00　）
(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
　ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
　　証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
　イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
　　三井住友信託銀行　証券代行事務センター
　　［電話］　0120（782）031　（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

以　上

（提供書面）

事業報告（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および結果

当期におけるわが国経済は、実質賃金の伸び悩みによる個人消費の停滞に加え、中国経済の減速、資源価格安、新興国経済の低迷等のグローバルリスクに晒され、足踏み状態になっています。

陸運業界においては、燃油価格の下落という恩恵はあるものの、貨物総量の減少基調は変わらず、トラックの乗務員不足も継続しています。雇用条件の改善は喫緊の経営課題であり、対策として適正運賃の収受に努める一方、共同化（配送・施設）等の生産性の向上にも注力しています。合従連衡が進む理由の一つとなっています。

このような厳しい経営環境の下、当社グループは成長軌道に回帰するための基盤として「業務遂行力の強化」に努めてきました。具体的施策としては、（ⅰ）安全品質レベルの標準化と向上、（ⅱ）機能子会社の再編と自車戦力の拡充、（ⅲ）物流拠点の整備、（ⅳ）提案営業の推進であります。

当期の動きとしては、

（ⅰ）については、全営業所のGマーク取得（本年予定を含む）36箇所（取得残存15箇所）および作業手順書による業務の現場への定着により、安全品質の向上に努めました。

（ⅱ）については、貨物の関東圏および東北地区の機能子会社の再編を実施しました。今後は、店所との連携強化による生産性の向上に取り組みます。

（ⅲ）については、成長が見込まれる栃木物流センターの増床および中国天津に現地法人を設立して中国の物流ネットワークの拡大に努めましたが、東京湾岸エリアの拠点能力拡大などの拠点網の再構築は課題として残りました。

（ⅳ）については、新規顧客の獲得という実践の中でITスキルも含めた提案営業のフロントスタッフの育成に努めました。

これらの結果、営業収益は、流通貨物において不採算事業であった丸運トワード物流株式会社から事業撤退したこと、石油輸送における国内石油製品需要の基調としての減少に暖冬の要因も加わったこと等により、前期比9億79百万円減少の479億24百万円となりました。

経常利益は、軽油価格の下落に加えて、流通貨物における不採算事業からの撤退および貨物輸送において保管・機工部門が好調に推移したこと等により、前期比3億25百万円増の10億54百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、遊休地化した資産の減損損失等を計上いたしましたが、流通貨物における丸運トワード物流株式会社からの撤退に伴う関係会社株式売却益等の計上により前期比8億98百万円増の9億87百万円となりました。

	第113期 (平成27年3月期)	第114期 (平成28年3月期)	前年同期比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
営業収益	48,904	47,924	△979	△2.0%
営業利益	615	970	354	57.7%
経常利益	729	1,054	325	44.6%
親会社株主に帰属する当期純利益	88	987	898	–

セグメント別の業績概況は次のとおりであります。

貨物輸送

営業収益
23,826百万円
（前年同期比1.0%減）

貨物取扱数量については、関東地区物流センターにおいて既存荷主の深耕を図ったことによる取扱量増がプラス要因であるものの、国内貨物輸送量は減少傾向にあり、当部門の取扱量は前年同期比3.1%の減少となりました。
営業収益は保管・機工部門が好調に推移したものの、貨物取扱量の減少の他、関東および関西地区の一部営業所を廃止したことがマイナス要因となり、前年同期比1.0%の減収となりました。
営業収益は前年同期比で減少したものの、軽油単価下落によりコスト減となった結果、当部門の業績は改善しました。これらの結果、経常利益は前年同期比1億14百万円増の7億24百万円となりました。

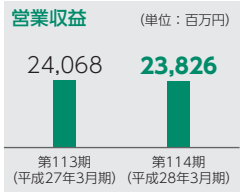

潤滑油・化成品

営業収益
4,561百万円
（前年同期比0.2%増）

潤滑油部門は国内需要が堅調であることに加え、京浜地区および関西地区における新規業務獲得により、輸送数量は増加となりました。一方、化成品部門は、保管数量が増加となりましたが、トルエン等の国内需要の減少傾向が継続していることから、部門全体の輸送数量は前年並みとなりました。
これに伴い営業収益は、潤滑油部門において前年同期比1.8%の増収、化成品部門において前年同期比約1%の減収となり、部門全体の営業収益は前年同期比0.2%の増収となりました。既存業務とシナジー効果の高い新規業務獲得および自社施設の稼働率向上により、当部門の業績は改善しました。これらの結果、経常利益は前年同期比13百万円増の1億25百万円となりました。

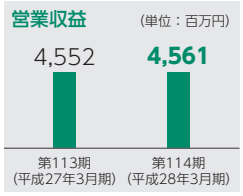

流通貨物

営業収益
1,599百万円
（前年同期比12.1%減）

多温度帯保管や配送に対する顧客ニーズの変化やライフスタイルの変化により、国内の流通輸送需要は増加しております。当部門の貨物取扱量は、輸入野菜加工業務および冷凍EC通販業務については順調に増加しましたが、平成27年11月末に丸運トワード物流㈱から事業撤退したことにより、前期比で減少となりました。
営業収益は、丸運トワード物流㈱からの撤退の影響により、前年同期比12.1%の減少となりました。
丸運トワード物流㈱の不採算事業からの撤退に加え、流通加工業務拡大の影響により、当部門の業績は改善しました。これらの結果、経常損失は前年同期比1億84百万円減の74百万円となりました。

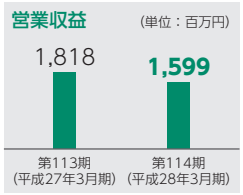

国際貨物

営業収益
5,318百万円
（前年同期比1.3%減）

当部門の国内事業の貨物取扱量は、世界経済の減速基調による国際貨物輸送需要の減少に伴い、減少しましたが、一方、海外事業である中国国内の取扱量は堅調に推移しました。
営業収益は、丸運安科迅物流（常州）有限公司を当期より連結の範囲に含めたことおよび中国の既存事業全般が堅調に推移したものの、米国西海岸の港湾ストライキによる航空貨物輸送の一時的な需要が終息したことに加え、前期に撤退した不採算店所の影響により、全体として前年同期比1.3%の減収となりました。
経常利益は、堅調な既存中国事業および不採算店所廃止により、前年同期比36百万円増の41百万円となりました。

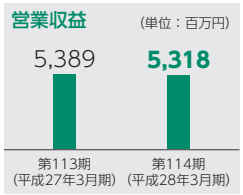

石油輸送

営業収益
12,551百万円
（前年同期比3.5%減）

当部門の輸送数量は、国内石油製品需要の基調としての減少に暖冬の要因も加わり、想定以上に落ち込みましたが、新規顧客の獲得により、前年同期比1.3%の増加となりました。
営業収益は、輸送数量の増加はあったものの、軽油価格下落によるサーチャージ収入の影響で、前年同期比3.5%の減少となりました。
営業収益減少に加え、コスト増の影響により、当部門の業績は悪化しました。これらの結果、経常利益は前年同期比77百万円減の2億50百万円となりました。



当期のセグメント別の営業収益および経常利益または経常損失（△）は次のとおりです。

セグメント	営業収益（百万円）	前期比（%）	経常利益または経常損失（百万円）	前期比増減額（百万円）
貨物輸送	23,826	99.0	724	114
潤滑油・化成品	4,561	100.2	125	13
流通貨物	1,599	87.9	△74	184
国際貨物	5,318	98.7	41	36
石油輸送	12,551	96.5	250	△77
その他	67	89.7	△13	53
合　　計	47,924	98.0	1,054	325

（注）「貨物輸送」「潤滑油・化成品」「流通貨物」「国際貨物」「石油輸送」の5つの報告セグメントに含まれない事業は「その他」に集約しております。

② 設備投資の状況

当期中における設備投資は、車両の購入を主体とし、その総額は12億83百万円となりました。

③ 資金調達の状況

設備投資にかかる所要資金は、自己資金により賄いました。

社債および新株式の発行は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。なお、当社は、本年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である丸運国際フレート株式会社を吸収合併し、同社に関する全ての権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成27年11月30日を効力発生日として、子会社であった丸運トワード物流株式会社の当社所有全株式を株式会社トワードに譲渡し、同社は当社の子会社でなくなりました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

営業収益 (単位：百万円)

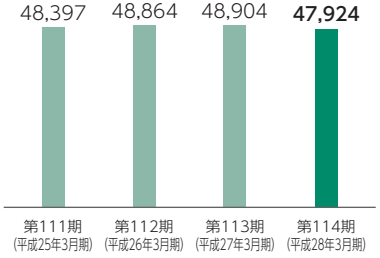

経常利益 (単位：百万円)

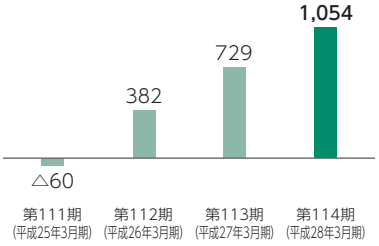

親会社株主に帰属する当期純利益(単位：百万円)

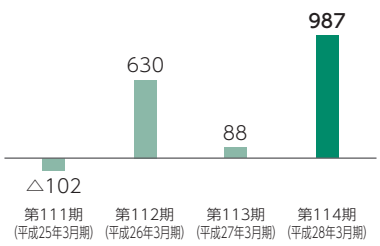

総資産/純資産 (単位：百万円)

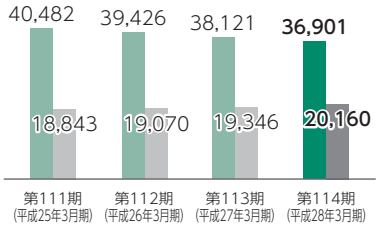

1株当たり当期純利益 (単位：円)

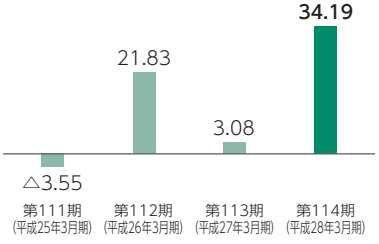

1株当たり純資産額 (単位：円)

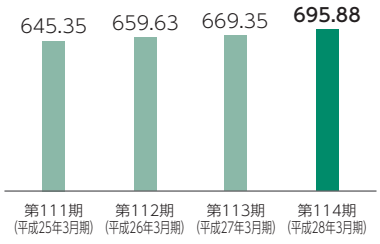

区分		第111期	第112期	第113期	第114期
営業収益	(百万円)	48,397	48,864	48,904	47,924
経常利益または経常損失（△）	(百万円)	△60	382	729	1,054
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失(△)	(百万円)	△102	630	88	987
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)	(円)	△3.55	21.83	3.08	34.19
総資産	(百万円)	40,482	39,426	38,121	36,901
純資産	(百万円)	18,843	19,070	19,346	20,160
1株当たり純資産額	(円)	645.35	659.63	669.35	695.88

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額は、それぞれ自己株式を控除した期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、算定の基礎となる純資産額は、非支配株主持分額を除いております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
北豊運輸株式会社	20,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運ロジスティクス東北	10,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社宮内丸運	40,000	83.5	貨物自動車運送事業
株式会社日昭丸運	10,000	100	構内作業請負業
株式会社丸運産業	20,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運ロジスティクス関東	10,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運ロジスティクス東海	15,000	100	貨物自動車運送事業
日嶺産業株式会社	20,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運ロジスティクス西日本	30,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社大分丸運	15,000	100	貨物自動車運送事業
丸運国際フレート株式会社	50,000	100	航空利用運送事業
株式会社丸運トランスポート札幌	48,600	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運トランスポート東日本	30,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運トランスポート西日本	50,000	100	貨物自動車運送事業
株式会社丸運テクノサポート	30,000	100	構内作業請負業
株式会社丸運サービス	10,000	100	事務代行業
株式会社丸運ビジネスアソシエイト	10,000	100	事務代行業
	米ドル		
丸運国際貨運代理（上海）有限公司	800,000	100	国際貨運代理業
	千元		
丸運安科迅物流（常州）有限公司	10,000	70	貨物自動車運送事業

（注）1. 株式会社東北丸運、千東運輸株式会社、株式会社東海丸運および株式会社滋賀丸運は、社名を株式会社丸運ロジスティクス東北、株式会社丸運ロジスティクス関東、株式会社丸運ロジスティクス東海および株式会社丸運ロジスティクス西日本にそれぞれ変更しております。
2. 株式会社丸運トラフィックは、平成27年10月1日をもって、株式会社丸運ロジスティクス関東に吸収合併されました。
3. 丸運安科迅物流（常州）有限公司は重要性が増したために、当期より重要な子会社に含めております。
4. 丸運国際フレート株式会社は、平成28年4月1日をもって、株式会社丸運に吸収合併されました。
5. 株式会社丸運ロジスティクス東北は、平成28年4月1日をもって、株式会社宮内丸運に事業譲渡を行い、今後清算する予定です。
なお、株式会社宮内丸運は同日付で社名を株式会社丸運ロジスティクス東北に変更いたしました。
6. 丸運トワード物流株式会社は、平成27年11月30日をもって当社保有全株式を譲渡し、子会社ではなくなりました。

（4）対処すべき課題

わが国経済は、雇用情勢の改善傾向、拡大するインバウンド需要等明るい点はあるものの、国内投資を呼び込む成長の道筋が明確に見えないことに加え、中国経済の減速の程度、原油をはじめとする資源価格の動向、米国の金利引き上げの幅・時期等、前年度に顕在化したグローバルリスクの行方が定まらない為、円の為替レベルも含めて、極めて先行き不透明な状態になっています。2017年4月に消費税率の2%アップが予定されています。予定どおり実施されれば下期に駆込み需要が発生するとみられますが、その程度は前回ほどではないとの見方が一般的であります。

陸運業界は前年度同様、貨物総量が増大しない中で、トラック乗務員の人手不足が継続する厳しい経営環境が続くと想定されます。モーダルシフトの推進に加え、人手不足の緩和という側面も有する鉄道利用運送の拡大および共同化等の生産性向上に取組むことになります（「総合物流効率化法」の改正により、税制支援等国交省もバックアップしています）。共同化等促進の観点からも提携、M&A等が加速される可能性もあります。

こうした中、当社グループは今般「第二次中期経営計画」を策定・公表しました。リーマンショック以降、減収傾向にあります当社グループの今後の成長の方向性を描いたものです。同計画の重点方針は次のとおりです。

《定量面》
① 既存事業の生産性向上
② C&F物流事業への単独進出
③ 既決定投資案件の早期熟成化
④ M&A、投資の追及
《定性面》
① 安全品質の向上
② 機能子会社の再編（店所と一体となった生産性の向上）
③ 提案営業の日常業務化（フロントスタッフの育成から全面展開へ）
④ 間接業務の生産性の向上（2016年度）

以上の諸施策の実行により、売上高経常利益率3%、総資産回転率133%超を目指します。通常投資の原資は減価償却と利益で賄い、M&A資金は外部調達することにより、自己資本比率は50%程度を目標とします。

その結果として経常利益ベースROA4%、ROE8%の達成を目標とします。

最終年度（2018年度）において営業収益521億円、経常利益額15.6億円を目標とします。

セグメント別の課題は次のとおりです。

貨物輸送

当部門においては、鉄道利用運送の促進、共同配送ネットワークの充実および店所の収益力向上を図ることにより、既存事業の生産性向上に努めます。更に、顧客の物流ソリューションを解決する提案営業力の強化により、既存顧客の深化と新規顧客の獲得に努めます。

投資案件である栃木物流センター第2倉庫の竣工により物流拠点能力の拡充を実現し、既存顧客との取引拡大に注力します。

また、東京地区の増床および大阪地区の物流拠点再編などの課題については、早期に対応し、物流拠点能力の充実に努めます。

潤滑油・化成品

当部門においては、輸出入一貫物流体制および顧客の物流業務の一括請負業務の更なる強化を進めるとともに、更に既存顧客に対する提案力を向上させることにより、既存取引の深耕とともに新たなニーズを開拓し、業容の拡大に努めます。

流通貨物

当部門においては、昨年、低温物流共同配送の合弁事業から撤退しましたが、堅調な市場成長が期待されるC&F市場での安定事業基盤の構築に努めます。新座流通センターについては、輸入野菜の流通加工業務の深化を進めて収益力の強化を図ります。また、新たに単独事業として事業を開始した神奈川流通センターについては、早期に事業基盤を確立することに努めます。

国際貨物

当部門においては、本年4月に顧客に対するサービス力の向上を目的として経営統合した子会社とのシナジー効果の早期実現を図るとともに、貨物輸送部門との連携によりシームレス物流としての内外一貫物流体制の充実により、事業基盤の拡大に努めます。

また、中国事業については、物流ネットワークの拡充・充実を図り、既存・新規顧客の物流ニーズに的確に応えることにより、事業基盤の拡大に努めます。昨年、現地法人として設立した丸運物流（天津）有限公司については、国内並みの安全品質レベルを持ち込むことにより、顧客の信頼を勝取るとともに既存ネットワークとの連携強化により、業務拡大を図ります。

石油輸送

当部門においては、国内石油製品市場の縮小基調に変化はなく、また、元売企業の経営統合により市場構造に大きな変化が見込まれておりますが、顧客からの信頼の基盤である安全品質の向上がすべてに優先する重要課題であることに変わりはありません。加えて、営業力の強化により新規顧客との取引拡大を図ることに注力するとともに、単独では実現できない合理化（生産性の向上）のための方策を追求していきます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

貨物自動車運送事業、倉庫業、鉄道利用運送事業、通関業、環境関連事業

(6) 主要な営業所 (平成28年3月31日現在)

① 本社

東京都中央区日本橋小網町7番2号

② 営業所

国際海上貨物営業所（東京都中央区）
羽田京浜物流センター（東京都大田区）
大阪福島営業所（大阪府大阪市）
栃木物流センター（栃木県真岡市）
西尾物流センター（愛知県西尾市）

(7) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	使用人数	前期末比増減
貨物輸送事業部門	1,109名	25名増
潤滑油・化成品事業部門	29名	8名増
流通貨物事業部門	6名	118名減
国際貨物事業部門	114名	26名増
石油輸送事業部門	706名	3名増
その他の事業部門	37名	1名増
全社（共通）部門	47名	66名減
合　　計	2,048名	121名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
396名	9名減	41.7歳	18.9年

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,932百万円
株式会社三井住友銀行	1,807百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

① 発行可能株式総数　56,000,000株
② 発行済株式の総数　28,965,449株
③ 株主数　3,875名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
JXホールディングス株式会社	11,041,848株	38.22%
株式会社佐藤企業	3,183,000	11.02
株式会社サンテラ	1,951,000	6.75
佐藤謙一	1,562,000	5.41
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	998,000	3.45
松井証券株式会社	738,000	2.55
丸運グループ従業員持株会	592,619	2.05
三井生命保険株式会社	400,000	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	306,800	1.06
株式会社みずほ銀行	249,382	0.86

（注）持株比率は自己株式（76,163株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況		氏名
代表取締役 取締役社長	社長執行役員 貨物事業本部長	市　原　　豊
取締役	常務執行役員 貨物事業本部貨物輸送事業部長	塚　野　秀　之
取締役	常務執行役員 総務部・人事部・情報システム部管掌	永　津　　亮
取締役	常務執行役員 貨物事業本部国際貨物事業部長、国際貨物営業部長	萩　谷　紀　之
取締役	常務執行役員 企画調整室・経理部管掌	住　吉　　彰
取締役		花　井　　健
取締役	JXホールディングス株式会社取締役常務執行役員	安　達　博　治
常勤監査役		酒　井　健　介
常勤監査役		辰　馬　　仁
監査役	JX金属株式会社監査部長	駒　宮　和　明
監査役	JXエネルギー株式会社物流管理部長	宮　本　英　治

(注) 1. 取締役花井健氏および取締役安達博治氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役酒井健介氏、常勤監査役辰馬仁氏、監査役駒宮和明氏および監査役宮本英治氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役花井健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当期中に退任した取締役および監査役

退任時の地位	氏名	退任日	退任事由
取締役	佐　藤　茂　雄	平成27年6月24日	任期満了
取締役	外　池　廉太郎	平成27年6月24日	任期満了
監査役	細　井　裕　嗣	平成27年6月24日	辞　　任
監査役	吉　濵　浩　一	平成27年6月24日	辞　　任

③ 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	9名（3名）	118百万円（ 9百万円）
監査役（うち社外監査役）	6名（6名）	36百万円（36百万円）
合　計（うち社外役員）	15名（9名）	154百万円（45百万円）

（注）1. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月25日開催の第107期定時株主総会において、年額2億40百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月25日開催の第107期定時株主総会において、年額42百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

ア．他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役花井健氏は、株式会社ネクストの社外監査役、株式会社アシックスの社外取締役および日本精線株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、株式会社ネクストと当社の間、株式会社アシックスと当社の間および日本精線株式会社と当社の間に特別な利害関係はありません。

・取締役安達博治氏は、JXホールディングス株式会社の取締役常務執行役員を兼務しております。なお、JXホールディングス株式会社は、当社の大株主であります。

・監査役駒宮和明氏は、JX金属株式会社監査部長を兼務しております。なお、JX金属株式会社は、当社の大株主であるJXホールディングス株式会社の子会社であり、当社との取引高は、当社の連結営業収益の4%程度であります。

・監査役宮本英治氏は、JXエネルギー株式会社物流管理部長を兼務しております。なお、JXエネルギー株式会社は、当社の大株主であるJXホールディングス株式会社の子会社であり、当社との取引高は、当社の連結営業収益の28%程度であります。

イ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	花　井　　健	当事業年度に15回開催された取締役会のうち15回に出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき、発言を行っております。
	安　達　博　治	平成27年6月24日就任以降、当事業年度に11回開催された取締役会のうち8回に出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき、発言を行っております。
社外監査役	酒　井　健　介	当事業年度に15回開催された取締役会のうち15回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき、発言を行っております。
	辰　馬　　仁	当事業年度に15回開催された取締役会のうち15回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき、発言を行っております。
	駒　宮　和　明	平成27年6月24日就任以降、当事業年度に11回開催された取締役会のうち11回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき、発言を行っております。
	宮　本　英　治	平成27年6月24日就任以降、当事業年度に11回開催された取締役会のうち11回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき、発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　清陽監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

前事業年度の監査実績を分析・評価するとともに、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画等を検討した結果、その報酬見積額は相当であると判断しました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の選任・解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、監査役会は、会計監査人の適格性、信頼性を損ねる事由の発生により、適切な監査の遂行に支障があると認められる場合等、その必要があると判断した場合に、解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出します。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人清陽監査法人と責任限定契約を締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

（ⅰ）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス委員会規則を定め、企業活動のあらゆる場面において法令遵守はもとより、社会規範ならびに企業倫理に則って誠実に行動することを基本方針として示し、行動指針を定めるとともにコンプライアンス委員会を運営します。

当社は、社外取締役および社外監査役が取締役会に出席することにより、業務執行に関する決定の客観性および妥当性を確保します。

当社は、内部監査組織である監査室による関連監査の実施および通報制度運営要綱に基づく内部通報制度の運用により、コンプライアンスの強化を図ります。

（ⅱ）取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令に基づき取締役会議事録を適正に作成し、その他の議事録、稟議書等の文書について、法令および文書取扱規則その他の社内規則に基づき適切に保存し、管理します。

当社は、情報セキュリティ基本規則、個人情報保護規則に基づき会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報および個人情報を適切に取り扱うため、社内研修などを通じ、取締役および使用人にその遵守を徹底します。

（ⅲ）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の経営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合に、これに迅速かつ的確に対応し、人的、物的な被害を最小限に抑え、もって、当社に課せられた社会的使命を全うすることを目的とした非常事態対応規則に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置するなど、全社的なリスク管理の充実のための措置を講じます。

（ⅳ）取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定および執行役員の業務執行状況を監督します。執行役員は、取締役会の決議によって定める業務の執行に当たります。

また、毎月3回社長が議長となり、役付執行役員および社長が指名する執行役員からなる経営役員会を開催し、重要事項の協議、業務執行に関する基本事項に係る意思決定を行います。株式会社丸運職制、職務権限規則および稟議規則により職制、分掌業務並びに職制別の決裁事項および決裁権限を定め、効率的に職務を執行します。

（ⅴ）企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの構築および運用について、丸運グループ全体として取り組むことを基本とします。

当社は、グループ経営会議運営要綱に基づきグループ経営会議を定期的に開催し、中期経営計画、予算等の連結経営に関する意識統一を図ります。また、内部統制会議運営要綱に基づく当社および連結対象関係会社を対象とした内部統制会議の定期的な開催および以下の体制により、丸運グループの内部統制システムの確立を図ります。

ア．当社は、丸運グループの総合的な発展と経営効率の向上を図るため、関係会社管理運営規則に基づき、丸運グループ各社の所管部署を定めます。丸運グループ各社は、所管部署を通じて、重要事項の決定について当社の承認を得るほか、月次決算等の必要事項について、当社に報告を行います。

イ．当社は、丸運グループ各社において非常事態が発生した場合は、非常事態対応規則に基づき、当社として必要な指導・支援を行います。

ウ．当社は、所管部署を通じて、丸運グループ各社の経営全般、営業活動等の指導、支援を行います。

エ．当社は、丸運グループコンプライアンス基本規則において、丸運グループの役員社員等の遵守すべき具体的規準、実施体制等を定めるとともに、丸運グループCSR推進規則に基づき、丸運グループのコンプライアンス、安全品質、環境維持の確立を図ります。また、内部監査組織である監査室による丸運グループ各社への関連監査の実施および通報制度運営要綱に基づく丸運グループ各社を含めた内部通報制度の運用により、丸運グループ全体としてコンプライアンスの強化を図ります。

（ⅵ）監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととします。

当該スタッフの人事については、監査役の同意を得るものとします。

監査役は、当該スタッフに対して、監査役に係る業務を直接指示するものとし、当該指示を受けたスタッフは、監査役の指示に従い、業務を遂行します。

（vii）当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役会が定めた監査役監査要綱および監査計画を尊重し、当社および丸運グループ各社に関する監査の円滑な遂行および監査環境の整備に協力します。監査役が経営役員会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるよう体制を整備・運用します。

総務部担当役員は、監査役の求める事項について、監査役への報告が適切かつ円滑に実施されるよう、関係部署との調整を図ります。

当社は、監査役に報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないよう適切に対応します。

（viii）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の求めに従い、監査役の職務の執行について生ずる合理的な費用を負担します。

重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査役に報告します。また、内部監査を担う監査室が監査役と緊密な連携を保ちます。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制は、当社グループのすべての取締役、監査役および従業員に周知されています。また、内部統制システムの運用に当たり、毎年2回開催される内部統制会議において運用状況の定期的モニタリングを行い、不断の改善に努めております。

当社グループにおける具体的な運用状況は、以下のとおりです。

（ⅰ）丸運グループ経営理念の制定

丸運グループとして、「こういう会社でありたい、グループ社員一人一人がこうした行動ができる社員でありたい」という目指す方向を表した『丸運グループ経営理念』を2015年12月1日に制定しました。

当社の社長以下の執行役員が丸運グループすべての事業所を訪問し、説明会を開催した他、会議室、執務室等にこれを掲示するとともに、業務開始時、会議開始時に唱和する等経営理念の浸透を図っています。

（ⅱ）法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の社長以下の取締役、監査役、執行役員、関係会社社長が前記の内部統制会議に参加し、内部監査の実施状況・フォロー、金商法内部統制の評価状況その他の内部統制システムに関する問題点等を共有化し、解決策の確実な実施等をモニタリングしています。さらに、毎年9月および3月に開催される丸運グループCSR推進会議（コンプライアンス委員会および安全品質委員会）において、請求書発行システム、労働時間、その他のコンプライアンスの徹底、事故事例の解析を含め安全品質の向上に関する問題点等の共有化を図り、丸運グループの業務遂行力の向上を図っています。

（ⅲ）企業集団における業務の適正を確保するための体制

毎年4月および10月に開催されるグループ経営会議に当社の社長以下の取締役、監査役、執行役員、関係会社社長等が参加し、中期経営計画をはじめ連結経営に関する意識統一を図っています。

平成27年6月には、関係会社の定款を変更し、業務監査も行うこととして各社の責任を明確にしています。また、海外の関係会社については、監査役に相当する監事を当社社員が務め、定期的に現地において、総経理または副総経理の業務遂行をチェックしております。

内部通報制度は丸運グループ各社の社員を対象としておりますが、法令上の疑念や職場の気づき事項を連絡しやすくすることを目的として、平成27年12月1日から通報窓口を外部の専門機関に変更しました。窓口に寄せられた案件は、外部の専門機関のアドバイスも受けつつ、個別に適切に対応しております。

当期中、当社のマネージャー以上および関係会社役員等経営中枢の全員を対象として内部統制の重点的な強化を図るための研修を行いました。

（6）剰余金配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と事業展開に必要な内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第114期 平成28年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**8,975**
現金及び預金	1,899
受取手形	663
営業未収入金	5,386
たな卸資産	37
繰延税金資産	332
その他	658
貸倒引当金	△1
固定資産	**27,926**
有形固定資産	**24,723**
建物及び構築物	5,162
機械装置及び車両運搬具	1,683
その他	582
土地	17,294
無形固定資産	**309**
投資その他の資産	**2,893**
投資有価証券	2,221
その他	828
貸倒引当金	△156
資産合計	**36,901**

科目	第114期 平成28年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**9,428**
営業未払金	4,102
短期借入金	2,607
未払法人税等	39
賞与引当金	601
その他	2,077
固定負債	**7,312**
長期借入金	2,759
再評価に係る繰延税金負債	1,937
退職給付に係る負債	2,333
役員退職慰労引当金	42
厚生年金基金解散損失引当金	45
その他	193
負債合計	**16,740**
純資産の部	
株主資本	**17,484**
資本金	**3,559**
資本剰余金	**3,077**
利益剰余金	**10,868**
自己株式	**△21**
その他の包括利益累計額	**2,619**
その他有価証券評価差額金	**391**
土地再評価差額金	**2,451**
為替換算調整勘定	**40**
退職給付に係る調整累計額	**△264**
非支配株主持分	**57**
純資産合計	**20,160**
負債純資産合計	**36,901**

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第114期 平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで
営業収益	**47,924**
営業原価	**44,148**
営業総利益	**3,775**
販売費及び一般管理費	2,805
営業利益	**970**
営業外収益	**207**
受取利息及び配当金	53
その他	153
営業外費用	**122**
支払利息	52
その他	70
経常利益	**1,054**
特別利益	**906**
固定資産売却益	61
投資有価証券売却益	117
関係会社株式売却益	699
その他	27
特別損失	**781**
固定資産売廃却損	8
減損損失	492
債権放棄損	180
その他	100
税金等調整前当期純利益	**1,179**
法人税、住民税及び事業税	222
法人税等調整額	△42
当期純利益	**1,000**
非支配株主に帰属する当期純利益	12
親会社株主に帰属する当期純利益	**987**

連結株主資本等変動計算書

第114期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,559	3,077	10,078	△21	16,694
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△231		△231
親会社株主に帰属する当期純利益			987		987
連結範囲の変動			△33		△33
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金取崩額			67		67
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	790	△0	790
当期末残高	3,559	3,077	10,868	△21	17,484

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	557	2,410	11	△335	2,643	9	19,346
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					－		△231
親会社株主に帰属する当期純利益					－		987
連結範囲の変動					－		△33
自己株式の取得					－		△0
土地再評価差額金取崩額					－		67
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△165	41	28	71	△23	48	24
連結会計年度中の変動額合計	△165	41	28	71	△23	48	814
当期末残高	391	2,451	40	△264	2,619	57	20,160

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数　19社
ロ. 主要な連結子会社の名称　㈱日昭丸運、丸運国際フレート㈱、㈱丸運トランスポート東日本

② 非連結子会社の状況

イ. 非連結子会社の数　2社
ロ. 非連結子会社の名称　近畿オイルサービス㈱、丸運物流（天津）有限公司
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の対象から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

持分法を適用している非連結子会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

イ. 会社の名称　近畿オイルサービス㈱、丸運物流（天津）有限公司
ロ. 持分法を適用しない理由　持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度から丸運安科迅物流（常州）有限公司を連結の範囲に含めております。
連結子会社でありました中部石油輸送㈱につきましては、平成27年4月1日付で㈱丸運トランスポート東日本と、㈱丸運トラフィックにつきましては、平成27年10月1日付で㈱丸運ロジスティクス関東と合併したため、連結の範囲から除いております。
また、前連結会計年度において連結子会社であった丸運トワード物流㈱は、平成27年11月30日付で保有する全株式を譲渡した為、連結の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、丸運国際貨運代理（上海）有限公司及び丸運安科迅物流（常州）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券
その他有価証券
・時価のあるもの　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
・時価のないもの　総平均法による原価法
ロ. デリバティブ　時価法

ハ．たな卸資産　　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）
定額法
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　3～50年
機械装置及び車両運搬具　2～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金
当社及び連結子会社の従業員等に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金
連結子会社の一部においては、役員退職慰労金の支給にあてるため、会社内規に基づき計算された期末要支給額の全額を計上しております。

ニ．厚生年金基金解散損失引当金
厚生年金基金の解散に伴う損失の発生に備えるため、解散時の損失等の当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　　原則として繰延ヘッジ処理によって行っております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段　金利スワップ
ヘッジ対象　借入金の金利

ハ．ヘッジ方針　　借入金利の変動に対するリスクヘッジを目的として金利スワップを行うものとしております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法　　ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

（ⅰ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ⅱ）数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

（ⅲ）小規模企業等における簡便法の採用

ロ．消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。
控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しています。

ハ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産に係る事項

① 次の有形固定資産は道路交通事業財団を組成し長期借入金（一年以内に返済予定の長期借入金を含む）3,792百万円の担保に供しております。

建物及び構築物	1,023百万円
機械装置及び車両運搬具	0百万円
土地	7,292百万円
計	8,316百万円

② 次の有形固定資産は商工組合中央金庫ほかに対する借入金341百万円の担保に供しております。

建物及び構築物	376百万円
土地	941百万円
計	1,318百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　20,419百万円

(3) 国庫補助金による圧縮記帳額　88百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、岡山県倉敷市、埼玉県東松山市等の遊休地及び流通貨物事業部における丸運トワード物流㈱に係る資産について減損損失を計上しております。

当社グループは、事業区分をもとに他の資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っております。

事業の用に供していない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額102百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は、不動産鑑定価額及び路線価等を基にした正味売却価額により算定しております。

また、事業用資産につきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額したところ、使用価値は将来キャッシュフローがマイナスであるため零として評価し、当期減少額390百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	28,965,449	－	－	28,965,449
合計	28,965,449	－	－	28,965,449
自己株式				
普通株式（注）	75,594	569	－	76,163
合計	75,594	569	－	76,163

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年5月20日 取締役会	普通株式	115	4.0	平成27年3月31日	平成27年6月8日
平成27年10月28日 取締役会	普通株式	115	4.0	平成27年9月30日	平成27年12月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年5月20日 取締役会	普通株式	115	利益剰余金	4.0	平成28年3月31日	平成28年6月6日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用についてはリスクの少ない金融商品で行うこととしております。また、資金調達については、その目的、金額等を勘案し、銀行借入金等最善の方法により行う方針です。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うこととしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式であり市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握することとしております。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、この変動に対するリスクヘッジを目的として、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用する場合があります。ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較して、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（(注2) 参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,899	1,899	－
② 受取手形及び営業未収入金	6,049	6,049	－
③ 有価証券・投資有価証券 その他有価証券	1,632	1,632	－
資産計	9,581	9,581	－
① 営業未払金	4,102	4,102	－
② 短期借入金	2,607	2,607	－
③ 長期借入金	2,759	2,770	11
負債計	9,469	9,481	11

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金並びに② 受取手形及び営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券・投資有価証券

これらは主に株式であり時価については、取引所の価格によっております。

負債
① 営業未払金並びに② 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
③ 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。
デリバティブ取引
① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当するものはありません。
② ヘッジ会計が適用されているもの
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額81百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 有価証券・投資有価証券　その他有価証券」には含めていません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、茨城県日立市及びその他の地域において賃貸用の土地・建物を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当連結会計年度における賃貸等不動産に関する賃貸損益は△4百万円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業原価に計上）、売却損益は△2百万円（売却損失は特別損失に計上）、減損損失は102百万円（特別損失に計上）であります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
342	△162	179	189

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
（注2）当期増減額のうち主な減少額は、減損および売却を行ったことによるものであります。
（注3）当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額及び適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算出した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　695.88円
(2) 1株当たり当期純利益　34.19円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

10.その他の注記

記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第114期 平成28年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**7,639**
現金及び預金	1,467
受取手形	640
営業未収入金	4,515
有価証券	－
たな卸資産	23
繰延税金資産	176
短期貸付金	221
未収入金	572
その他	24
貸倒引当金	△2
固定資産	**26,160**
有形固定資産	**21,788**
建物	4,648
構築物	218
機械装置	229
車両運搬具	327
工具器具備品	186
土地	15,907
建設仮勘定	270
無形固定資産	**223**
借地権	82
施設利用権	2
ソフトウエア	137
投資その他の資産	**4,149**
投資有価証券	957
関係会社株式	2,550
出資金	9
長期貸付金	673
長期前払費用	43
敷金	229
その他	196
貸倒引当金	△511
資産合計	**33,800**

科目	第114期 平成28年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**12,039**
営業未払金	4,299
短期借入金	2,270
未払金	763
未払費用	141
未払消費税等	52
未払法人税等	3
預り金	4,250
賞与引当金	257
固定負債	**6,240**
長期借入金	2,618
再評価に係る繰延税金負債	1,937
退職給付引当金	1,517
繰延税金負債	41
その他	125
負債合計	**18,279**
純資産の部	
株主資本	**12,684**
資本金	**3,559**
資本剰余金	**3,077**
資本準備金	3,076
その他資本剰余金	1
利益剰余金	**6,069**
利益準備金	379
その他利益剰余金	5,690
別途積立金	3,000
固定資産圧縮記帳積立金	1,185
繰越利益剰余金	1,504
自己株式	**△21**
評価・換算差額等	**2,836**
その他有価証券評価差額金	**384**
土地再評価差額金	**2,451**
純資産合計	**15,521**
負債純資産合計	**33,800**

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第114期 平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで
営業収益	**40,514**
営業原価	**38,029**
営業総利益	**2,484**
販売費及び一般管理費	1,954
営業利益	**530**
営業外収益	**291**
受取利息及び配当金	160
その他	131
営業外費用	**130**
支払利息	68
その他	61
経常利益	**691**
特別利益	**120**
固定資産売却益	3
その他	117
特別損失	**513**
固定資産売廃却損	5
減損損失	91
貸倒引当金繰入額	6
債権放棄損	366
その他	43
税引前当期純利益	**299**
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	△50
当期純利益	**349**

株主資本等変動計算書

第114期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	固定資産圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,559	3,076	1	3,077	379	3,000	1,155	1,348	5,883	△21	12,498
当期変動額											
固定資産圧縮記帳の積立・取崩							29	△29	－		－
剰余金の配当								△231	△231		△231
当期純利益								349	349		349
自己株式の取得										△0	△0
土地再評価差額金取崩額								67	67		67
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	29	156	186	△0	185
当期末残高	3,559	3,076	1	3,077	379	3,000	1,185	1,504	6,069	△21	12,684

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	547	2,410	2,958	15,456
当期変動額				
固定資産圧縮記帳の積立・取崩				－
剰余金の配当				△231
当期純利益				349
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金取崩額				67
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△162	41	△121	△121
当期変動額合計	△162	41	△121	64
当期末残高	384	2,451	2,836	15,521

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	総平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの	総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産は除く）

定額法

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び車両運搬具	2～17年

② 無形固定資産（リース資産は除く）

定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員等に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

（ⅰ）退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ⅱ）数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	原則として繰延ヘッジ処理によって行っております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　金利スワップ ヘッジ対象　借入金の金利
③ ヘッジ方針	借入金利の変動に対するリスクヘッジを目的として金利スワップを行うものとしております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	198百万円
長期金銭債権	673百万円
短期金銭債務	5,714百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　14,388百万円

(3) 国庫補助金による圧縮記帳額　51百万円

(4) 担保に供している資産

① 次の有形固定資産は道路交通事業財団を組成し長期借入金（一年以内に返済する長期借入金を含む）3,792百万円の担保に供しております。

建物	1,023百万円
車両運搬具	0百万円
土地	7,292百万円
計	8,316百万円

② 次の有形固定資産は商工組合中央金庫に対する借入金230百万円の担保に供しております。

建物	337百万円
土地	644百万円
計	982百万円

(5) 保証債務額

下記の会社の金融機関借入について保証を行っております。

① ㈱丸運ロジスティクス関東	20百万円
② ㈱丸運トランスポート東日本	85百万円

(6) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成12年3月31日

再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号の定めにより算定する方法を採用しております。

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額の差額　△3,022百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引による取引高の総額

営業収益	469百万円
営業支出	16,524百万円
営業取引以外の取引高	200百万円

(2) 減損損失

当社は、当事業年度において、岡山県倉敷市及び埼玉県東松山市等の遊休地等について減損損失を計上しております。
当社は事業区分を基に他の資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っております。
事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として91百万円を特別損失に計上しております。
なお、当資産の回収可能価額は、主として路線価等を基にした正味売却価額により算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式（注）	75,594	569	－	76,163
合計	75,594	569	－	76,163

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

退職給付引当金	464百万円
賞与引当金	70百万円
貸倒引当金	157百万円
会員権評価損	66百万円
未払金	66百万円
関係会社株式評価損	169百万円
その他	137百万円
繰延税金資産小計	1,133百万円
評価性引当額	△295百万円
繰延税金資産合計	837百万円

② 繰延税金負債

固定資産圧縮記帳積立金	△523百万円
その他有価証券評価差額金	△178百万円
繰延税金負債合計	△701百万円

③ 繰延税金資産の純額 135百万円

（2）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。
この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12百万円減少し、法人税等調整額が21百万円、その他有価証券評価差額金が9百万円、それぞれ増加しております。
また、再評価に係る繰延税金負債は108百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主及びその他の関係会社	JXホールディングス㈱	東京都千代田区	100,000	エネルギー事業、石油・天然ガス開発事業、金属事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理並びにこれに付帯する業務	(被所有)直接 38.26% 間接 0.01%	―	同社依頼貨物の自動車運送	営業取引(運送に伴う料金・運賃等)	0	営業未収入金	0
その他の関係会社の子会社	JXエネルギー㈱	東京都千代田区	139,400	エネルギー事業	―	―	同社製品の自動車運送	営業取引(運送に伴う料金・運賃等)	12,454	営業未収入金	768
子会社	㈱宮内丸運	山形県山形市	40	貨物自動車運送事業	83.5%	兼任 2人	傭車・作業業務	資金の返済	9	長期貸付金	445
子会社	㈱日昭丸運	茨城県日立市	10	貨物自動車運送事業	100%	兼任 2人	傭車・作業業務	グループ資金一元化に伴う預り資金	―	預り金	980
子会社	㈱丸運ロジスティクス関東	東京都江東区	10	貨物自動車運送事業	100%	兼任 1人	傭車・作業業務	営業取引(傭車費等)	―	営業未払金	404
子会社	丸運トワード物流㈱	神奈川県愛甲郡愛川町	375	貨物自動車運送事業	60%	兼任 1人	資金援助	債権放棄損(特別損失)	186	―	―
子会社	㈱丸運トランスポート東日本	神奈川県横浜市	30	貨物自動車運送事業	100%	―	傭車・作業業務	営業取引(傭車費等) グループ資金一元化に伴う預り資金	7,042 ―	営業未払金 預り金	666 1,041
子会社	㈱丸運トランスポート西日本	大阪府大阪市	50	貨物自動車運送事業	100%	―	傭車・作業業務	グループ資金一元化に伴う預り資金	―	預り金	363
子会社	㈱丸運テクノサポート	岡山県倉敷市	30	構内作業請負業	100%	―	作業業務	グループ資金一元化に伴う預り資金	―	預り金	504

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等　営業取引については、価格交渉の上一般的取引条件と同様に決定しております。
2. ㈱宮内丸運への貸倒懸念債権に対し、251百万円の貸倒引当金を計上しております。
3. 丸運トワード物流㈱は、平成27年11月30日付で関連当事者に該当しなくなった為、それ以後の取引は記載しておりません。
4. 上記取引金額には消費税等を含んでおりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 537.26円

(2) 1株当たり当期純利益 12.10円

9. 重要な後発事象に関する注記

＜連結子会社の吸収合併＞

当社は、平成28年４月１日に、完全子会社である丸運国際フレート株式会社を吸収合併いたしました。これは平成27年５月20日開催の取締役会における決議によるものです。

１．合併の目的

当社の航空貨物輸出入業について、高度化・複雑化する顧客ニーズへの対応及び効率化などの観点から、運営見直しにより機動的に実施しやすくするためであります。

２．合併の方法

当社を存続会社、丸運国際フレート株式会社を消滅会社とする吸収合併によります。

３．合併に係る割当ての内容

該当事項はありません。

４．合併処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

５．当該事業の損益に与える影響額

これにより、翌事業年度（第115期）において、抱合せ株式消滅差益として253百万円を特別利益に計上する見込みです。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社丸運
取締役会　御中

清陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　斉藤　孝　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木智喜　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社丸運の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸運及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社丸運
取締役会　御中

清陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　斉藤　孝 ㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木智喜 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丸運の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成28年４月１日に、完全子会社である丸運国際フレート株式会社を吸収合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会規則、監査役監査要綱に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受けるとともに重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な店所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報交換を図りつつ、経営状況や内部統制状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

二　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につきましては、その構築及び運用状況を定期的に検証し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を監査に関する品質管理基準等に従って整備している旨の通知を受け、これを確認しております。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注意表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社丸運　監査役会

監査役（常勤）　**酒井健介** ㊞

監査役（常勤）　**辰馬　仁** ㊞

監　査　役　**駒宮和明** ㊞

監　査　役　**宮本英治** ㊞

(注) 監査役酒井健介、監査役辰馬仁、監査役駒宮和明、監査役宮本英治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 当社は、取締役会の実効性のあるモニタリング・監督機能を高めるとともに、重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任し、迅速・果断な意思決定を可能とするため、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく存じます。このため、監査等委員会および監査等委員に関する規定を新設し、監査役会および監査役に関する規定を削除するものであります。

② 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる取締役等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことから、取締役の責任限定契約の規定を変更するものであります。なお、この責任限定契約にかかる現行定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他上記の変更に必要となる条数の変更等を行うものであります。

この定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第５条～第17条　（条文省略）	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 （削　除） (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人 第５条～第17条（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役の数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（取締役の数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
	2　当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
（取締役の選任） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（取締役の選任） 第19条　取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
2　（条文省略） 3　（条文省略）	2　（現行どおり） 3　（現行どおり）
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
	3　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集権者および議長） 第21条　（条文省略）	（取締役会の招集権者および議長） 第21条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役会の招集通知） 第22条　（条文省略） 2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第22条　（現行どおり） 2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（代表取締役の選定） 第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役の選定） 第23条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
（役付取締役） 第24条　取締役会の決議をもって取締役社長をおく。	（役付取締役） 第24条　取締役会の決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長をおく。
2　業務上必要があるときは、取締役会の決議をもって取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役それぞれ若干名をおくことができる。	（削　除）
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議の省略） 第25条　（条文省略）	（取締役会の決議の省略） 第26条　（現行どおり）
（相談役または顧問の委嘱） 第26条　（条文省略）	（相談役または顧問の委嘱） 第27条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役会規則） 第27条　（条文省略）	（取締役会規則） 第28条　（現行どおり）
（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（社外取締役との責任限定契約の締結） 第29条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、社外取締役の会社法第423条第１項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（業務執行取締役等でない取締役との責任限定契約の締結） 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第５章　監査役および監査役会	（削　除）
（監査役の数） 第30条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　除）
（監査役の選任） 第31条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役の任期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　除）

現行定款	変更案
2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
（監査役会の招集通知） 第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。 2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　　除）
（監査役会規則） 第34条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削　　除）
（常勤の監査役） 第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　　除）
（報酬等） 第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）
（社外監査役との責任限定契約の締結） 第37条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役の会社法第423条第１項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（削　　除）

現行定款	変更案
（新　　設）	第５章　監査等委員会
（新　　設）	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　　設）	（監査等委員会規則） 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
（新　　設）	（常勤の監査等委員） 第33条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。
第６章　計　算	第６章　計　算
第38条～第41条　（条文省略）	第34条～第37条（現行どおり）

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	塚野（つかの）　秀之（ひでゆき） （昭和30年2月23日生）	昭和48年 4月　当社入社 平成19年 4月　当社理事 平成20年 4月　当社執行役員 平成24年 6月　当社常務執行役員（現在に至る） 平成25年 6月　当社取締役（現在に至る） 当社貨物事業本部貨物輸送事業部長（現在に至る）	15,300株
	取締役候補者とした理由 塚野秀之氏は、事業部長として貨物輸送事業部の赤字店所改善、関係会社再編等、業績向上に貢献してきた実績に加えて、取締役として企業経営の全体最適の視点による職責を果たしております。 これらのことから、既存事業の生産性向上等による当社グループの成長を目指すに当たり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。		
2 再任	永津（ながつ）　亮（りょう） （昭和29年5月19日生）	平成22年 4月　JX日鉱日石金属株式会社（現JX金属株式会社）人事部長 平成23年 4月　当社執行役員 平成25年 4月　当社常務執行役員（現在に至る） 平成25年 6月　当社取締役（現在に至る） 当社総務部・人事部・情報システム部管掌（現在に至る）	10,600株
	取締役候補者とした理由 永津亮氏は、管掌役員として総務・人事・情報システムの運営に貢献してきた実績に加えて、取締役として企業経営の全体最適の視点による職責を果たしております。 これらのことから、間接業務の生産性向上等による当社グループの成長を目指すに当たり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任	萩谷　紀之（はぎや　のりゆき） (昭和33年3月16日生)	昭和56年 4月　当社入社 平成22年 4月　当社理事 平成24年 6月　当社執行役員 平成25年 6月　当社取締役（現在に至る） 平成26年 4月　当社常務執行役員（現在に至る） 平成26年 6月　当社貨物事業本部国際貨物事業部長（現在に至る） 平成28年 4月　当社貨物事業本部流通貨物事業部長（現在に至る）	10,900株
	取締役候補者とした理由 萩谷紀之氏は、事業部長として赤字店所の廃止、中国事業の拡充等、業容拡大に貢献してきた実績に加えて、取締役として企業経営の全体最適の視点による職責を果たしております。 これらのことから、海外事業の一層の拡充、C&F物流事業への単独進出等による当社グループの成長を目指すに当たり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。		
4 再任	住吉　彰（すみよし　あきら） (昭和31年6月19日生)	平成22年 4月　JXホールディングス株式会社監査部長 平成24年 6月　当社執行役員 平成25年 4月　当社常務執行役員（現在に至る） 平成27年 6月　当社取締役（現在に至る） 平成28年 4月　当社経営企画・IR部・経理部管掌（現在に至る）	8,000株
	取締役候補者とした理由 住吉彰氏は、管掌役員として経営企画・IR・経理の運営に貢献してきた実績に加えて、取締役として企業経営の全体最適の視点による職責を果たしております。 これらのことから、M&A、投資の追及等による当社グループの成長を目指すに当たり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 新任	荒木（あらき）　康次（やすじ） （昭和30年3月31日生）	平成15年 4月　新日本石油株式会社（現JXエネルギー株式会社）広報部長 平成19年 6月　同社執行役員　潤滑油事業本部潤滑油総括部長 平成22年 7月　JX日鉱日石エネルギー株式会社（現JXエネルギー株式会社）常務執行役員　新エネルギーシステム事業本部長 平成24年 6月　同社常務執行役員　潤滑油事業本部長 平成26年 4月　同社常務執行役員　潤滑油企画部・潤滑油需給部・潤滑油販売部管掌 平成26年 6月　同社取締役　常務執行役員　潤滑油企画部・潤滑油需給部・潤滑油販売部管掌 平成27年 4月　同社取締役　常務執行役員　潤滑油カンパニー・プレジデント 平成28年 1月　JXエネルギー株式会社取締役　常務執行役員　潤滑油カンパニー・プレジデント 平成28年 4月　同社顧問（現在に至る）	0株
	取締役候補者とした理由 荒木康次氏は、国際的エネルギー会社における人事部門、広報部門、新エネルギーシステム事業を始め幅広い経験を有するとともに、潤滑油事業のカンパニー・プレジデントとして、潤滑油海外事業の拡大、業績向上をリードした実績に加えて、取締役として企業経営全体の最適化を果たされております。 これらのことから、厳しい経営環境が続く中で当社グループの今後の成長をけん引していただけるものと判断し、取締役候補者としました。		

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	はない　たけし **花井　健** (昭和29年10月16日生)	昭和52年 4月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成16年 4月　同行執行役員上海支店長 平成18年 3月　同行常務執行役員アジア・オセアニア地域総括役員 平成19年 6月　同行常務執行役員・日本瑞穂実業銀行（中国）有限公司董事長・みずほ中国総代表 平成21年 4月　同行理事 平成21年 5月　楽天株式会社常務執行役員 平成22年 3月　同社取締役常務執行役員 平成24年 7月　株式会社コーポレートディレクション顧問（現在に至る） 平成25年 6月　株式会社ネクスト監査役（社外）（現在に至る） 平成26年 6月　株式会社アシックス取締役（社外）（現在に至る） 平成26年 6月　当社取締役（社外）（現在に至る） 平成27年 6月　日本精線株式会社取締役（社外）（現在に至る）	2,700株

社外取締役候補者とした理由

花井健氏は、金融業界、インターネット業界における豊富な経験と知識をもって、社外取締役として当社業務に対して的確な助言、提言をいただいております。今後も引き続き、監査等委員として適切な監査、監督、提言をしていただけるものと判断したため、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としました。

当社は会社法および定款の規定により、同氏との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であり、再任が承認された場合は、同様の契約を締結し直す予定です。

独立性にかかる事項

同氏は、当社の主要な取引先である株式会社みずほ銀行の出身でありますが、7年前に退任しており、当社の事業等の意思決定に対して重大な影響を与えるとはいえず、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立した社外役員と判断し、取締役候補者としました。当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏は、本総会の時点において、当社の社外取締役の就任から丸2年となります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 新任	服部（はっとり） 裕（ひろし） （昭和25年3月6日生）	昭和48年 4月　日本油脂株式会社（現日油株式会社）入社 平成18年 6月　同社執行役員油化事業部長 平成19年 6月　同社取締役兼執行役員油化事業部長 平成20年 6月　同社取締役兼常務執行役員 経営企画部門、油化部門、DDS部門管掌 平成21年 6月　同社取締役兼常務執行役員 経営企画部門、油化部門、DDS部門、ﾗｲﾌｻｲｴﾝｽ部門管掌 平成22年 6月　同社取締役兼常務執行役員 研究部門、DDS部門、ライフサイエンス部門、電材部門管掌 平成24年 6月　同社取締役兼専務執行役員 経営企画部門、化成部門、電材部門、機能フィルム部門管掌 平成25年 6月　油化産業株式会社代表取締役社長（現在に至る）	0株
	社外取締役候補者とした理由 服部裕氏は、化学業界における経営層としての豊富な経験と知識をもって、社外取締役として当社業務に対して的確な監査、監督、提言をしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 当社は、同氏が選任された場合は、会社法および定款の規定により、同氏との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。		
	独立性にかかる事項 同氏は、当社の取引先である日油株式会社の取締役専務執行役員でありました。しかし、日油グループとの連結取引高は、当社連結営業収益の1％未満であり、当社の事業等の意思決定に対して重大な影響を与えるとはいえず、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立した社外役員と判断し、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出る予定であります。		
3 新任	辰馬（たつま） 仁（ひとし） （昭和34年7月14日生）	平成22年 7月　JX日鉱日石エネルギー株式会社（現JXエネルギー株式会社） 海外調達部副部長 平成24年 6月　同社海外調達部長 平成26年 4月　同社原油外航部長 平成26年 6月　当社常勤監査役（現在に至る）	700株
	社外取締役候補者とした理由 辰馬仁氏は、石油業界における豊富な経験と知識をもって、社外監査役として当社業務に対して的確な助言、提言をいただいております。今後も引き続き、監査等委員として適切な監査、監督、提言をしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。 当社は、同氏が選任された場合は、会社法および定款の規定により、同氏との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。		

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役に関する報酬額の定めが廃止されます。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額240百万円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

第5号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額42百万円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以　上

丸運コーポレートガバナンス・ガイドライン（抄）

[独立性の基準]

当社の「独立性」の基準は、次のいずれにも該当しないこととする。

① 10年前から現在までに丸運グループの取締役、使用人となったことがあること

② 5年前から現在までに丸運グループの主要な株主（10%以上）の取締役、使用人となったことがあること

③ 5年前から現在までに丸運グループの主要な取引先（2%以上）の取締役、使用人となったことがあること

④ 前記各号のいずれかに該当する者の2親等以内であること

⑤ 当社の独立社外取締役を8年間務めたこと